

【1】産業廃棄物収集運搬業

1. 事業の全体計画

排出会社から処理委託を受けた廃棄物を当社及び他社中間処理施設、最終処分場まで収集運搬します。

2. 産業廃棄物の種類及び収集運搬量

収集運搬する（特別管理）産業廃棄物の種類及び数量については別紙「直前3年間の産業廃棄物の受入量、運搬量」に記載

3. 収集運搬業務の具体的な計画

収集運搬作業を行う時間：8時～17時（休憩1時間）

休業日：日曜日、祝祭日、年末年始

4. 環境保全措置の概要

(1) 運搬に際し講ずる措置

- ・飛散防止のため、荷台にシートを掛ける（箱型車両を除く）
- ・混合防止のため、適宜運搬容器を使用する。
- ・運搬容器の転倒防止のため、適宜ロープ等で固定する。
- ・汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、動植物性残さはドラム缶等の運搬容器を使用する。
- ・水銀使用製品産業廃棄物（蛍光灯）は、破損しないよう、専用のケースに入れて、区分して運搬する。

(2) 積替え又は保管施設において講ずる措置

- ・建屋内にて保管
- ・床面はコンクリート舗装
- ・適宜保管容器を使用
- ・水銀使用製品産業廃棄物（蛍光灯）は、他のものと混合することがないように、専用のケースに入れて区分して保管する。

【2】産業廃棄物処分業

<名古屋市>

1. 事業の全体計画**◎圧縮梱包施設**

排出事業者より回収し、油圧プレス機械にて圧縮し自動にて金属ワイヤーにて結束、適正中間処分業者に処理委託する。

◎切断処理施設

ラミネート加工用プラスチックフィルム及び、フィルムと紙と貼り合わせのロール品等を切断する。その後圧縮梱包をし、押出形成施設に引き渡しをする。

◎破砕施設

排出事業者から廃棄物を受け入れ、破砕処理をしたあと、売却又は委託処理をする。

◎熔融施設

廃プラスチック類（発泡プラスチックに限る）を受け入れ、熔融処理後、インゴットを売却する。

2. 産業廃棄物の種類及び処分量等

処分する産業廃棄物の種類及び数量については別紙「直前3年間の産業廃棄物の受入量、処分量」に記載

3. 処分業務の具体的な計画

処分業務を行う時間：8時～17時（休憩1時間）

休業日：日曜日、祝祭日、年末年始

4. 環境保全措置の概要**(1) 中間処理施設において講ずる措置**

すべての中間処理業務は倉庫内又は敷地境界側が建屋の壁及び敷地の囲いによって2方囲いになっており、コンクリート舗装又はアスファルト舗装の屋根下に設置。

熔融施設に関して、騒音対策のため、直近の敷地境界側と熔融施設の間の囲いに防音材を設置。

熔融施設に関して、飛散流出防止のため、施設と施設の処理前保管場所については、発泡プラスチックの粉が通らないサイズのメッシュシートで4方を囲う。

(2) 保管施設において講ずる措置

すべての廃棄物の保管は倉庫内又は周囲に囲いを設けた敷地内の屋根下にて保管して、敷地内は適宜清掃する。

<愛知県>

1. 事業全体計画

- ・ 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く・自動車等破砕物を除く）

家屋解体現場から発生する廃プラスチック類を引取り、圧縮処理を行う。

家屋解体現場から発生する廃プラスチック類を引取り、切断処理、破砕処理をした後、圧縮処理を行う。

家屋解体現場から発生する廃プラスチック類を引取り、破砕処理を行う。

- ・ 廃プラスチック類（発泡スチロール類に限る。）

家屋解体業者等から PS 発泡・PP 発泡・PE 発泡類を回収し、減容固化処理を行う。

- ・ 紙くず

印刷、製本会社から発生する再生困難な紙くずを引き取り、圧縮処理を行う。

機密印刷物は、破砕処理をした後、圧縮処理を行う。

ロール品は切断処理後、圧縮処理を行う。

- ・ 金属くず（自動車等破砕物を除く）

家屋解体現場から発生する金属くずを引き取り、圧縮処理を行う。

- ・ 木くず

家屋解体現場から発生する木くずを引き取り、破砕処理を行う。

- ・ 繊維くず

家屋解体現場から発生する繊維くずを引き取り、圧縮処理を行う。

家屋解体現場から発生する畳を引き取り、破砕処理を行う。

- ・ ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除く・自動車等破砕物を除く）

2. 産業廃棄物の種類及び処分量等

処分する産業廃棄物の種類及び数量については別紙「直前 3 年間の産業廃棄物の受入量、処分量」に記載

3. 処分業務の具体的な計画

処分業務を行う時間：8 時～17 時（休憩 1 時間）

休業日：日曜日、他、会社カレンダーによる。

4. 環境保全措置の概要

(1) 中間処理施設において講ずる措置

- ・ 中間処理業務は倉庫内及び三方を壁に囲まれた屋根付き作業場のみで行う。
- ・ 門扉及び外壁は 3990mm の高さで囲ってあり飛散防止に努める。
- ・ 騒音・振動に関しては定期検査を行い基準値以内での作業を行う。
- ・ 減容固化機に関しては悪臭防止の為に活性炭脱臭機を装備している機種を選定。
- ・ 安全面に関して、圧縮梱包機についてはコンベアに投入後、製品が排出するまで、全自動であり、破砕機、切断機、減容固化機については、事前に社内教育を受けた従業員のみ操作可能にする。

(2) 保管施設において講ずる措置

- ・ 産業廃棄物は全て倉庫内保管する。
- ・ 指定可燃物の保管施設として届出を消防署に提出し、火災報知器、消火施設の指導を受けている。

事業計画

<岐阜県>

1. 事業の全体計画

◎圧縮梱包施設

排出事業者より回収し、油圧プレス機械にて圧縮し自動にて金属ワイヤーにて結束、適正処分業者に処理委託する。

2. 産業廃棄物の種類及び処分量等

処分する産業廃棄物の種類及び数量については別紙「直前3年間の産業廃棄物の受入量、処分量」に記載

3. 処分業務の具体的な計画

処分業務を行う時間：8時～17時（休憩1時間）

休業日：日曜日、他、会社カレンダーによる。

4. 環境保全措置の概要

(1) 中間処理施設において講ずる措置

中間処理業務はすべて倉庫内での作業で、騒音・振動についても規制値を超えないよう留意する。

(2) 保管施設において講ずる措置

廃棄物の保管は全て倉庫内にて保管して、倉庫内は作業後清掃をする。

【3】特別管理産業廃棄物収集運搬業

1. 事業の全体計画

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ

印刷会社から排出される引火性廃油（設備機器洗浄剤）、腐食性廃酸（現像液）、腐食性廃アルカリ（定着液）を収集し、中間処理場へ運搬する。

感染性産業廃棄物

病院（医療機関）から排出される感染性産業廃棄物（注射針、血液、病原菌がついたもの）を収集し、中間処理場へ運搬する。

2. 産業廃棄物の種類及び収集運搬量

収集運搬する（特別管理）産業廃棄物の種類及び数量については別紙「直前3年間の産業廃棄物の受入量、運搬量」に記載

3. 収集運搬業務の具体的な計画

収集運搬作業を行う時間：8時～17時（休憩1時間）

休業日：日曜日、祝祭日、年末年始

4. 環境保全措置の概要

(1) 運搬に際し講ずる措置

- ・飛散防止のため、箱型でない車両についてはシートを掛ける。
- ・流出、混合等しないよう適宜運搬容器を使用

引火性廃油：運搬容器のポリドラム、ポリタンク、ドラム缶、一斗缶を使用して、密閉状態で運搬する。また運搬容器の転倒防止のため、適宜ロープ等で固定する。

腐食性廃油：運搬容器のポリドラム、ポリタンクを使用して、密閉状態で運搬する。また運搬容器の転倒防止のため、適宜ロープ等で固定する。

腐食性廃アルカリ：運搬容器のポリドラム、ポリタンクを使用して、密閉状態で運搬する。また運搬容器の転倒防止のため、適宜ロープ等で固定する。

感染性産業廃棄物：運搬容器のメディカルペールを使用して、密閉状態で運搬する。また運搬容器の転倒防止のため、適宜ロープ等で固定する。

(2) 積替え又は保管施設において講ずる措置

- ・建屋内にて保管
- ・床面はコンクリート舗装
- ・適宜保管容器を使用
- ・保管容器の下に、漏液対策用鉄箱（防液堤用途）を使用